

専 用 回 線 等 接 続 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第1章～第13章 (略)		第1章～第13章 (略)	
料金表 通則 (略) 第1表 第1～第2 (略)		料金表 通則 (略) 第1表 第1～第2 (略)	
第3 通信料 1 適用		第3 通信料 1 適用	
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用	
(1) ～ (1) の 3 (略)	(略)	(1) ～ (1) の 3 (略)	(略)
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	<p>ア 第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第10種接続装置に係る接続点から定額対象 F O M A 等 (第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い (以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ 一斉同報定額は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。</p> <p>(ア) 契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 当社は、一斉同報定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、アの規定により指定した定額対象 F O M A 等の契約の解除があった場合には、当該定額対象 F O M A 等に係る一斉同報定額を廃止します。</p> <p>オ～キ (略)</p>	(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	<p>ア 第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第10種接続装置に係る接続点から定額対象 F O M A 等に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い (以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ 一斉同報定額は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。</p> <p>(ア) 契約者以外の者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(イ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ウ 一斉同報定額に係る変更等があった場合は、一斉同報定額を選択している期間又は一斉同報定額を選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>エ 当社は、一斉同報定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、アの規定により指定した定額対象 F O M A 等が次のいずれかに該当する場合には、当該定額対象 F O M A 等に係る一斉同報定額を廃止します。</p> <p>(ア) 名義変更があったとき。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>オ～キ (略)</p>
(1) の 5 ～ (6) (略)	(略)	(1) の 5 ～ (6) (略)	(略)
2 (略) 第4～第5 (略) 第2表～第3表 (略) 別表 (略)		2 (略) 第4～第5 (略) 第2表～第3表 (略) 別表 (略)	

附 則（平成 27 年 12 月 23 日経企第 1587 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 経企第 1592 号（平成 26 年 3 月 25 日）の附則第 3 項の(1)を次のように改めます。

(1) 付加機能使用料については、定額対象 F O M A 等の数に応じて、次表に規定する額を適用します。

表 （略）

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表2 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 12 月 23 日経企第 1587 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 633 号 (平成 27 年 6 月 24 日) の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から平成 27 年 12 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 4 月 30 日までの間」に、同項中「その契約者回線の提供開始日が平成 28 年 6 月 30 日までの間に含まれる日であるとき」を「その契約者回線の提供開始日が平成 28 年 10 月 31 日までの間に含まれる日であるとき」にそれぞれ改めます。</p>	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表2 (略)</p>